

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人ティーアンドワイ
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 岡山県総社市岡谷119番地の5
- (3) 設立認可年月日 平成11年6月22日
- (4) 設立登記年月日 平成11年7月8日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	山手グリーン歯科	岡山県総社市岡谷 119番地の5	該当なし

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

該当なし

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

該当なし

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和3年6月22日 令和2年度決算の決定

様式2

法人名 医療法人ティーアンドワイ
 所在地 岡山県総社市岡谷119番地の5

※医療法人整理番号 〇〇728

財産目録
 (令和4年4月30日現在)

1. 資産額	261,223千円
2. 負債額	189,532千円
3. 純資産額	71,690千円

(内訳)

(単位:千円)

区分	金額
A 流動資産	155,291
B 固定資産	105,931
C 繰延資産	0
D 資産合計 (A+B+C)	261,223
E 負債合計	189,532
F 純資産 (D-E)	71,690

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土地	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借 <input type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建物	(<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 賃借 <input checked="" type="checkbox"/> 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式3-4

法人名 医療法人ティーアンドワイ
 所在地 岡山県総社市岡谷119番地の5

※医療法人整理番号 00728

貸 借 対 照 表
 (令和4年4月30日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	155,291	I 流動負債	113,133
II 固定資産	105,931	II 固定負債	76,399
1 有形固定資産	12,655	負債合計	189,532
2 無形固定資産	399	純資産の部	
3 その他の資産	92,876	科目	金額
III 繰延資産	0	I 資本金	9,500
		III 利益剰余金	62,190
		純資産合計	71,690
資産合計	261,223	負債・純資産合計	261,223

様式4-2

法人名 医療法人ティーアンドワイ
 所在地 岡山県総社市岡谷119番地の5

※医療法人整理番号 00728

損 益 計 算 書
 (自 令和3年5月1日 至 令和4年4月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	285,309
2 事業費用	286,841
本来業務事業利益	△ 1,532
事業利益	△ 1,532
II 事業外収益	11,098
III 事業外費用	9,253
IV 特別利益	313
V 特別損失	0
税引前当期純利益	313
法人税等	71
当期純利益	242

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 ティーアンドワイ
理事長 松本 敏光 殿

私は、医療法人ティーアンドワイの令和3会計年度(令和3年5月1日から令和4年4月30日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 6月 23 日
医療法人 ティーアンドワイ
監事 松本 紀子